

常任委員会



総務委員会

開会日 7月7日(火)・10日(金)
 案件 議案9件・陳情6件
 ・報告2件等

●豊島区附属機関設置に関する条例(一部改正)

問 今回廃止する「池袋地区駐車場地域ルール策定協議会」の委員の定数は35人以内だが、新たに設置する「池袋地区駐車場地域ルール運用委員会」は15人以上と人数が減っている理由は、

答 策定協議会は地域ルール策定にあたり、広く意見を募るため、町会や商店会等の地元の方に多く入っていたのだが、運用委員会は地域ルールの運用に関わる部分であるため、警視庁や都等の専門的な知識に長けている方に絞っている。

●豊島区手数料条例(一部改正)

問 マイナンバー通知カードが5月25日に廃止され、それ以降再交付しないということだが、区はどのように対応したのか。

答 通知カードの廃止については広報としまやHPで周知しており、区窓口でも説明してきた。仮に、通知カードを紛失し、マイナンバーを知りたい場合は、マイナンバーカードを作成する、またはマイナンバーが記載された住民票の写しや記載事項証明書を請求することで確認できる。

●池袋第一小学校改築工事請負契約について

問 入札について、3者同額だったが、よく起こることなのか。

答 工事積算ソフトが市販され、

積算基準や単価も公表されていることから、設計図書などをつかり見て、適正に積算された結果と受け止めている。昨年度は668件の入札のうち5件がくじにより落札を決定している。

問 子どもたちが過ごしていく上で、感染症対策を踏まえた学校づくりという視点を盛り込んでいく必要があると考えるが。

答 コロナ禍前に設計は終了しているため、今後、どういった設計変更が可能であるかを検討していく。

●令和2年度豊島区一般会計補正予算(第3号)

問 ひとり親世帯緊急支援給付金を区独自に支給するが、この収入は課税対象となるのか。

答 課税対象とはならない。

問 周知はどのようにしているのか。

答 児童扶養手当を受けている方へは現況届の送付の際に給付金のお知らせを同封して発送する。その他にHPの公開等を考えている。

区民厚生委員会

開会日 7月7日(火)
 案件 議案2件・陳情2件
 ・報告6件等

●豊島区特別区税条例等(一部改正)

問 未婚のひとり親にも寡婦(夫)控除を適用するようにすることを評価する。未婚のひとり親の定義は。

答 税法上では未婚のひとり親という定義はない。ひとり親の控除については、婚姻歴の有無

は問わないが、事実婚の状態にない、住民票に夫(未婚)、妻(未婚)の記載がない方となる。

問 新型コロナウイルス感染症等により、イベントを中止した主催者に対する払戻請求権を放棄した場合、寄附金控除が適用されるということだが手続の方法は。

答 イベントを中止した主催者が文化庁・スポーツ庁に申請し、その指定を受け、寄附者に対して指定行事証明書・払戻請求権放棄証明書を交付。その後、寄附者が確定申告を行う。

問 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等について、収入が前年同期比概ね20%以上減少したことはどう証明するのか。

答 売上げ台帳等を提出いただくことが基本だが、状況に応じて、口頭での確認も可とする国の指針が出ている。

●令和2年度豊島区国民健康保険事業会計補正予算(第2号)

問 新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった方々に対し、国民健康保険料の減免を行うこととされたが、対象世帯は。

答 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯、また主たる生計維持者の事業収入等が、昨年度と比較して3割以上減収が見込まれる世帯。

問 減免の対象となる方や申請を行っている方に対して、もれなく情報が行き届くようにするための対応方法は。

答 減免対象の可否は、申請を受けてからの判断になるため、減免の制度について、様々な機会を捉えて周知をする。

問 減免の対象となる保険料は

令和2年2月1日から令和3年3月31日ということだが、申請した場合、遡及しての適用となるのか。

答 遡及しての適用となる。

都市整備委員会

開会日 6月16日(火)・7月8日(水)
 案件 議案5件・陳情1件
 ・報告4件等

●豊島区落書き行為の防止に関する条例

問 区の落書き行為に対する取組は。

答 元年度は482件の落書き消去活動を行った。傾向としては、電柱や看板などの公共物が中心である。

問 昨年、池袋西口公園のグロバルリングに落書き行為があったが、公共施設への落書きは他にもあるのか。

答 過去に南長崎自転車駐車場、池袋駅西自転車駐車場、観光案内標識などへの落書きがあり、消去活動を行った。

問 落書き行為を未然に防止するために、地域のパトロールなどの状況を把握し連携を図るべきでは。

答 区だけでは落書きのないまちづくりを実現するのは困難。地域の方にも協力をいただき、また関係団体ともコミュニケーションをとりながら連携を進めていく。

問 罰則を10万円としたことについての理由は。

答 落書き行為は地域の美観への影響が大きいこと。また、安心・安全なまちを目指していくために、より厳格な対応を区として示していく必要があると考えたため。

問 警察との連携は具体的にどのような方法を考えているのか。

答 まちのパトロールなど活動を共にしていくことが想定されるため、活動や落書きに関する情報共有を行っていく。

●豊島区立公園条例(一部改正)

問 公園施設の設置等の許可に係る使用料だけ減免規定がなかったのはなぜか。

答 今回の休業は新型コロナウイルスの影響によるものであり、このような事態を想定していなかったと考えている。

問 減免規定の対象となる南池袋公園、池袋西口公園、中池袋公園の3施設について、緊急事態宣言中は営業をしていたのか。

答 南池袋公園の施設は緊急事態宣言に伴い、公園自体を閉鎖しているため営業ができなかった。池袋西口公園と中池袋公園の施設は、営業可能であったが、都の自粛要請に基づき営業を自粛していた。

子ども文教委員会

開会日 6月16日(火)・7月8日(水)
 案件 議案4件・陳情1件
 ・報告15件等

●豊島区立体育施設の指定管理者の指定について

問 今回は、形式的な法人格の変更で、現在の指定管理業務に実質的な変更はないが、指定管理料の変更はあるか。

答 継承会社は、現在の指定管理に係る事業計画に変更がない旨を誓約しており、指定管理料の変更はない。

問 今後の施設の人員配置計画は。

答 これまでと同様、正規職員12名、パートアルバイト職員70

名、合計82名の計画。

●豊島区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(一部改正)

問 今回の条例改正で、具体的に何が変わるのか。

答 中核市の長が放課後児童支援員認定資格研修を実施できるようになり、研修の受講機会の拡充を図る。研修内容は、4日間16科目の通所研修を行い、児童クラブの基礎的知識・育成支援・保護者と学校との連携等について学ぶ。

問 子どもスキップ支援員の欠員状況は。

答 昨年より改善しているが、7月1日現在、22スキップ中11名の欠員となっている。

●財産の譲渡について

問 山中湖秀山荘及び猪苗代四季の里を譲渡する理由は。

答 以前から収益赤字が続き、区の財政負担が大きくなっており、区民利用の状況を含め、10年来検討してきた結果である。

問 適正価格の5分の1程度で金額で売却するようだが。

答 施設を廃止・解体して更地にした場合、約7億5千万円かかる。一方、区が施設を所有し続けた場合、数年先に大規模改修が必要になるため、両施設で約32億円費用がかかる。財政上、費用対効果を考えた結果、最低譲渡価格0円で公募を行った。

問 区民への周知方法は。

答 具体案は今後検討するが、区政連絡会等にて、施設の利用案内とともに周知していく。

問 区は、譲渡先と協定を結ぶようだが、どのような内容か。

答 譲渡後5年間、豊島区民に對し料金や予約開始日等の優遇サービスを提供する等である。